

## 多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員会 設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、第2期多摩区区民会議で提言された「公園を中心とした地域づくり」に基づき、多摩区の公園がコミュニティの拠点となるよう、公園管理や利用に関する調査・検討を行うため、多摩区公園を拠点としたコミュニティづくり推進委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティの拠点としての公園の活用方法に関すること。
- (2) 公園情報の共有、発信に関すること。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 市民委員
- (2) 行政委員

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月末日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、多摩区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

### (その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

### 附則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。